

看護職員資質向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づき、看護職員の資質向上のため、特定行為研修又は認定看護師教育課程等を修了しようとする自施設の看護職員（以下「受講者」という。）を支援する病院等に対し、受講に要する経費について、奈良県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年12月奈良県条例第34号）に基づき設置された基金を財源として予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訪問看護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護をいう。
- (2) 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（同法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。
- (3) 「代替職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持つ者とし、受講期間中に代替勤務を行うものとする。
- (4) 「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第4号に規定する研修をいう。
- (5) 「指定研修機関」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第5号に規定する学校、病院その他の者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等（以下「病院等」という。）とする。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の事業とする。

- (1) 補助対象事業者が次に掲げる研修等（以下「研修等」という。）の受講者に対し入学金、授業料及び実習費を助成（補助対象事業者が研修等を開講する機関に直接支払う場合を含む。）し、研修等を修了させる事業
 - ア 指定研修機関が開講する特定行為研修
 - イ 公益社団法人日本看護協会の認定審査を受けることを目的としたA課程認定看護師又は専門看護師の教育であって、別表に定める分野に係るもの
 - ウ 公益社団法人日本看護協会の認定審査を受けることを目的としたB課程認定看護師の教育
 - エ 在宅医療に関連する分野に係る研修であって、前号に規定する研修等に準ずるもの

として知事が認めるもの

- (2) 補助対象事業者のうち、訪問看護ステーションが前号ア及びウに掲げる研修期間中に代替職員を雇用する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
研修経費 (1) 第4条(1)ア、イ及びエに掲げる補助対象事業 受講者一人あたり700千円 (2) 第4条(1)ウに掲げる補助対象事業 受講者一人あたり1,000千円	入学金、授業料及び実習費 (補助対象事業者が助成した経費に限る)	2分の1
代替雇用経費(加算額) 代替職員の雇用を行う場合、受講者一人あたり350千円(訪問看護ステーションに限る)	受講期間中に必要な代替職員の人件費(基本給相当額に限る)、又は代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金(紹介手数料を除く)	10分の10

(補助の条件)

第6条 受講者は、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに研修等を修了しなければならない。

- 2 第4条(1)イ、ウ及びエに掲げる研修等の受講者は、研修等を修了した日から2年以内に該当する認定を受けなければならない。

- 3 訪問看護ステーションが代替職員の雇用を行う場合、次の各号のいずれかに掲げる条件を満たすものでなければならない。

(1) 代替職員を新たに雇用する場合、雇用期間には原則として、受講者が研修等へ参加している期間が含まれているものとする。

(2) 非常勤職員が出勤日数等を増やして代替する場合、受講者の代替期間には、原則として、当該非常勤職員が通常勤務日となっていない日が含まれているものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 資質向上支援事業所要額調書(第2-1号様式、第2-2号様式)
- (3) 対象経費の支出予定額算出内訳(第3号様式)
- (4) 受講者活用計画書(第4号様式)
- (5) 受講理由書(第5号様式)
- (6) 収支予算書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の書類を受理し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を書面で通知するものとする。

(交付決定前着手届)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない事由により、前条の補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第8条の規定による交付の決定の通知を受けた日から 30 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、概算払請求書（第7号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

(1) 受講者が研修等を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 第4号様式で定めた受講者活用計画を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 第4号様式で定めた受講者活用計画に定めた計画期間において、受講者が所属する病院等を開設する法人を退職し、又は、県外に所在する病院等へ異動したとき（やむを得ない理由と知事が認める場合を除く。）。

(4) その他知事が必要と認めるとき。

(事業計画変更申請)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第8号様式）1部を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 事業の内容の変更を伴わない補助金の額の20%以内の減額

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第14条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が

困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（事業実績の報告）

第16条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類1部を知事に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書（第10号様式）
- （2）資質向上支援事業精算額調書（第11－1号様式、第11－2号様式）
- （3）対象経費の実支出額算出内訳（第12号様式）
- （4）研修等機関が発行する研修等修了証の写し
- （5）収支決算書
- （6）助成証拠書類
- （7）その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第17条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面で通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第11条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（補助金の返還）

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1）第6条の規定による条件を満たさなかった場合
 - （2）第12条の規定による補助金の交付の決定の取消しが行われたとき。
 - （3）第14条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - （4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 知事は、第17条の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずる。

（仕入控除税額の報告）

第19条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（第14号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿等の管理)

第20条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金に関する帳簿を備え関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月2日から施行し、平成21年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行し、平成22年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、令和6年度の補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助から適用する。

別表（第4条関係）

教育課程	分野
認定看護師 教育課程	皮膚・排泄ケア 緩和ケア がん薬物療法看護 在宅ケア 感染管理 糖尿病看護 腎不全看護 乳がん看護 摂食嚥下障害看護 認知症看護 脳卒中看護 がん放射線療法看護 呼吸器疾患看護 心不全看護 小児プライマリケア
専門看護師 教育課程	がん看護 精神看護 地域看護 老人看護 慢性疾患看護 感染症看護 家族支援 在宅看護